

『運歩色葉集』における年代表記について

清水 登

本書における研究は、古写本の数そのものが少ないためか、大系的にあきらかにされているとはいえない。管見に入っただけでも、『古辞書の研究』（川瀬一馬）、『中世古辞書』^四研究並びに総合索引（中田祝夫、根上剛）『運歩色葉集』の一異本―西来寺蔵天正十五年本―（遠藤和夫、成城大学短期大学部紀要第八号）『中世古辞書（運歩色葉集）の一調査』（相原司郎、今泉博士国語学論叢）、『元龜二年 運歩色葉集』（解説安田章）、『天正十七年本運歩色葉集』（解説安田章）、京大本、大正十七年本、本邦辞書史論叢など、数点を数えるにすぎない。

(一) 伝本について

注1 遠藤和夫氏によると、古写本に属するものは、静嘉堂文庫蔵のもの、京都大学附属図書館蔵の元龜二年本、京都大学国文学研究室蔵の天正十七年本の三本のみで、あとは江戸時代最末期の新写本で、静嘉堂文庫本のながれをくむものであるとされている。ただ一本のみ性格をこととするものとして、津市の西来寺に所蔵される、天正十五年の奥書きを有する本を指摘され、注2 江戸初期の言語事象を反映しているようにみえるとしてその書写年代を推定しておられる。

伝本一覽

注3 (遠藤氏の調査による)

1	静嘉堂文庫蔵本	静嘉堂文庫	二冊	5	純原芳基旧蔵本	国立国会図書館	四冊
2	温故堂文庫旧蔵本	内閣文庫	四冊	6	太田全斎旧蔵本	内閣文庫	四冊
3	三園本	名古屋大学図書館	四冊	7	阿波国文庫旧蔵本	国学院大学図書館	四冊
4	刈谷文庫本	刈谷市立図書館	四冊	8	井上頼因旧蔵本	無窮会神習文庫	四冊

9	竹園房本	津市西来寺	四冊	14	元龜二年本	京都大学附属図書館	三冊
10	春村本運歩色葉抄	東京大学国語研究室	四冊	15	天正十七年本	京都大学国文学研究室	一冊
11	伴直方旧蔵本	東洋文庫	四冊	16	天正十五年本	津市西来寺	一冊
12	黒川文庫蔵零本	東京大学国語研究室	三冊(下欠)	17	岡田希雄氏校本	国立国会図書館	三冊
13	秋葉義之旧蔵本	亀井孝	四冊				

注4 相原氏は、古写本のうちの、元龜二年本と静嘉堂文庫本とを比較し、①静嘉堂本と元龜本との臨写本は、共通の祖本と考えられないこと、②元龜本の方が体裁の面で祖本の面影を残していること、③静嘉堂本の収録語は祖本に近いであるが、祖本から原本への過程で意図的改編がなされていること、などと推定されておられる。

そこで、右のような先学の研究を総合すると、現存する伝本は、臨写本を書写する際、それぞれの程度に応じ、意図的な改編がなされているものと考えてよさそうである。

(二) 本書における年代表記について

本稿の目的とするところは、本書の年代表記に着目し、古写本系の静嘉堂本、元龜二年本、天正十七年本の三本について、異本とされ、比較的書写年代の古いと思われる天正十五年本を援用し、考察しようとするものである。本書の年代表記は、次のような方法によって行っている。

一ノ谷 探州平家所寵源九郎義経實落也 後鳥羽院 元暦元年申辰也 至天文十六丁未三
百六十七年也

右の注の中に記されている数字、「三百六十七年」は、紀年としての天文十六年
から元暦元年までの逆算の年数を示すものであり、本書の読者の便を考えた年代
表記の方法である。このような年代表記の方法は、注5本書のほか弘治二年本節
用集にもみられ、本書と同節用集との関係の深さを示す根拠ともなっている。本
書では、その紀年が天文十六年、十七年にわたっている。そのため、祖本の成立
は、その両年にわたったものであると考えられている。当然のごとく、その紀
年の分布は、本書の前半に天文十六年が、その後半に天文十七年が配置されてい
る。しかし、そこに若干の移動がある。

注6.山田氏の指摘に次のようなものがある。

- イ 石山、石動、一谷、石塔寺、石之鳥居、泉式部、一切経、一夜松、一行阿闍梨
- ロ 六角堂、六波羅寺、六十六ヶ国、康苑院殿贈太相国一品
- ハ 白山、菅根、長谷、「八幡」、放生会、白濱寺
- ニ 仁王経、日蓮宗、如法経
- ホ 法然上人、宝篋院殿、法住院殿贈太相国一品旭山大禪定門
- ヘ 平泉寺、遍照僧正
- ト 東寺、戸隠明神
- チ 中堂、竹生鳥、知證大師、智者大師(以上天文十六年)
- リ 立山(天文十七年)
- ヲ 越知山、園城寺、小野篁
- ワ 王城、往生要集
- カ 高野、甘露、戒壇、鎌倉、解倒懸、菅丞相、柿本人丸(以上天文十六年)
- ミ 要明天皇(天文十七年)
- タ 道風(天文十六年)高野、大佛、多武峰、淡海公、當麻寺、大般若、大將軍、大織
- 冠、泰澄大師、達磨大師、大智院殿、尊氏將軍、醍醐院、當麻曼茶羅
- ナ 業平、南圓堂、長柄橋
- ム 柴式部、無動寺、夢窓国師
- ウ 迂蘭盆、雲居寺、宇佐宮、浦島
- ク 空也上人、鞍馬寺
- ヤ 家持、八坂塔
- マ 末法、万葉集

- ケ 競馬、建仁寺、建長寺、元亨釈書、慶雲院殿
- フ 富士山、風雅集、普慶院殿
- ク 紅葉、小松殿、古今集、興福寺、興嚴寺、弘法大師
- テ 傳教大師
- ア 天國、安樂寺、愛宕護
- サ 座主、要明寺殿(重出)
- キ 祇園、清水、北野、金葉集、玉葉集、祇園社、行基菩薩、吉備大臣、平清盛、木曾

義仲

- ニ 石動
- メ 妙楽大師
- ミ 笑面寺、三井寺、明恵上人、都
- シ 相国寺、聖徳太子、淨感貴所、性空上人、聖一国師、慈覚大師、拾遺集、詞花集、
新古今集、新勅撰集、統古今集、統拾遺集、統后撰集、統千載集、統后撰集、新千載
集、新拾遺集、新古今集、新后拾遺集、統后拾遺集、慈照院殿、常徳院殿、十禪師、
十七ヶ条憲法
- エ 延暦、延喜、圓覚寺、延暦寺
- ヒ 比叡山、平等院、平野大明神、兵庫築嶋
- モ 藤古
- セ 清水寺、善導和尚、声明時取、勝定院殿、善光寺如来、千載集(以上、天文十七年)

以上は、リ部の立山と、タ部の道風とに若干の乱れの見えるのを除いて、大勢は、ま
さに、カ部までの記事が天文十六年中に整備を終え、次いでミ部以降巻末に至るまでが
天文十七年中に功を終えたことを志向する。しかも、その乱れと考えられるものも、立
山がその左訓の如く当初タ部に在ったもの、道風がその父小野篁と共にミ部に収め
てあったものが後何らかの事情で部を移されたものとするならば、原本の形においては
乱れはなかったものと推することが一往可能である。運歩の見出しにして、同様の改修
が撰後試みられたであろうことは、殆ど同一記事である「高野」がカ部とタ部とに、また
同じ事情にある「石動」がイ部とニ部とに重出している一事を以てしても容易に考えられ
るところ(中略)。果して然らば、運歩の原本においては年紀に関する乱れは全くないの
であり、それは同時に序文に「天文十七年」とあるのに合致して、些かの不審をも容れ
る余地はない。

山田氏が右の論を展開するにあたって底本とされたものは、元龜二年本である
う。要明天皇(天文十七年)は、源頼朝の紀年を氏が見誤ったものと思われる。

(a) 年代表記についての四本の比較

前述の四本(静嘉堂本、元龜二年本、天正十七年本、天正十五年本)により年

ウ		ナ		タ		ミ						
雲居寺	南円堂	軍尊氏将	師達磨大		師泰澄大	大將軍	大佛	高野	源瀬朝	丸柿本人	解倒懸	甘露
天和四十二年也 天文十七戊申七百	弘仁三十七年也 天文十七戊申七百	建武(なし) 天文十七戊申二百	継体正和三年也 天文十七戊申一千	神護景雲元年也 天文十七戊申七百	百鳳十三 七十八年也 天文十七戊申八百	天徳四年 天文十七戊申五百	天平勝宝四年也 天文十七戊申七百	弘仁十七年也 天文十七戊申七百	正治元年 天文十六丁未三百	大宝元年 天文十六丁未八百	天平聖暦五年也 天文十六丁未八百	仁壽三年 天文十六丁未百九十五年也
同 同	同 同	同 同	同 同	同 同	同 同	同 同	同 同	同 同	同 同	同 同	同 同	同 同
天文十七戊申九百九十七年也	なし	ガと同	セと同	天(付加)十四年也 天文十七七百八	セと同	セと同	天文十七戊申七	セと同	同 同	同 同	ガと同	ガと同
(天十七の九百九十三年は宇佐宮の目移りか)										天文十六丁未八百同	ガと同	ガと同

コ		フ		ケ		マ		ヤ		ク		
興厳寺	小松殿	紅雪	普廣院	書元享積		建仁寺	万葉集(平城天皇)	万葉集	八坂塔	繼持(家持)	鞍馬山	宮(宇佐)
南都鏡常四年也 天文十七戊申九百六十五年也	治承三十七年也 天文十七戊申三百七十一也	天平聖暦十三年也 天文十七戊申八百八	寿吉元年也 天文十七戊申一百八	元享二年也 天文十七戊申二百二十七也	建仁寺二年也 天文十七戊申三百七十七也	建保三年也 天文十七戊申三百三十四也	大同元年 天文十七戊申七百四十三也	天平神護二年也 天文十七戊申七百八十三也	天曆七年也 天文十七戊申五百九十六也	延暦十三年也 天文十七戊申七百六十三也	延暦十五年也 天文十七戊申七百五十三也	法清三年也 天文十七戊申九百九十三年也
同 同	同 同	同 同	同 同	同 同	同 同	同 同	同 同	同 同	同 同	同 同	同 同	同 同
天文十七戊申百六十年也	弘業三年	なし	喜吉元年	元享三年	建仁十二年也 天文十七戊申三百三十七也	建仁三年	平城天皇	万葉集	なし	家持	延喜十五年	同 同
セと同	同	なし	同	セと同	ガと同	同	なし	なし	なし	ガと同	セと同	同 同

◎ 高野たかの 嵯峨天皇弘治七丙申七月八日弘法四十六歳至 (天正十七年本)
 天正十六丁未七百三十年也

右のうち、元龜二年本、「弘仁丙申」は「弘仁七丙申」の「七」の脱落したもの、天正十七年本、「弘治」は「弘仁」を誤写したもの、天正十五年本、「四十三歳」は「四十六歳」を誤写したものとすれば、注文の内容から静嘉堂本と元龜二年本、天正十七年本と天正十五年本のように二分して考えることができる。(ただし、天正十五年本については、「タ」部の高野たかのをみることができない)そこで、四本について高野の年代表記をまとめると次のようになる。

掲出語	年号	紀年	逆算の年代	伝本
高野 <small>たかの</small>	弘仁七	天文十六年丁未	七百三十二年也	静嘉堂本
高野 <small>たかの</small>	弘仁(乙)	天文十六丁未	七百三十二年也	元龜二年本
高野 <small>たかの</small>	弘仁七	天文十六丁未	七百三十二年也	天正十七年本
一野 <small>いちの</small>	弘仁七	天文十六丁未	七百三十二年也	天正十五年本
高野 <small>たかの</small>	弘仁七	天文十七年戊申	七百三十一年也	静嘉堂本
高野 <small>たかの</small>	弘仁七	天文十七戊申	七百三十一年也	元龜二年本
高野 <small>たかの</small>	弘治七	天文十六丁未	七百三十年也	天正十七年本

右の年代表記で問題になるところは、山田氏の指摘のように高野の「カ」部、「タ」部にわたる重出を、祖本の撰後に試みられた改修によるものとしても、静嘉堂本、元龜二年本、高野・弘仁七・天文十六・七百三十二年(カ部)―高野・弘仁七・天文十七・七百三十一年(タ部)、「天正十七年本」高野・弘仁七・天文十六・七百三十二年(カ部)―高野・弘治七・天文十六・七百三十年(タ部)のように逆算の年代に揺れがみられることである。仮りに「カ」部から「タ」部に高野を改修させたものとしても、「タ」部の逆算の年代は、静嘉堂本、元龜二年本においては「天文十七・七百三十三年」に、天正十七年本においては「天文十六・七百三十二年」にならなければならないはずである。それでは、このような逆算年代の誤りがなぜおこったのか。また、その誤りの原因は、静嘉堂本、元龜二年本にあるのか、それとも天正十七年本にあるのか。それらについて考えてみることにする。

(イ) 逆算年代の誤りを天正十七年本によるとする仮説についての検討

本仮説にしたがって、その誤りの原因を探ってみても、「カ」部、「タ」部の紀年はともに「天文十六」で、「カ」部より「タ」部へ、または「タ」部より「カ」部へ改修した際、逆算年代を誤写してしまったとすれば、外考えようがない。紀年がともに「天文十六」であり、転写としては最も単純なものである。また、本仮説にしたがって「天文十七・七百三十一年」(静嘉堂本、元龜二年本)を静嘉堂本、元龜二年本による、紀年の改修にともなう改変とみる考え方は後で問題となるのである。したがって、逆算年代の誤りを天正十七年本によるとする仮説は無理なものと思われる。

(ロ) 逆算年代の誤りを静嘉堂本、元龜二年本によるとする仮説についての検討

山田氏の指摘に、高野と同様に「イ」部と「ユ」部とに重出している例として石動がある。その石動の例を次に掲げる。

孝謙女帝 天平勝宝二庚寅立至 (静嘉堂本、元龜二年本)
 天文十六丁未七百九十八年也
 能洲孝謙女帝天平勝宝八年丙申 立至天文十七戊申八百三年也 (静嘉堂本、元龜二年本)

本例は、「能洲」の有無と「天平勝宝二」―「天平勝宝八」との相違を除き、高野の重出と全く一致している。石動の場合、「イ」部より「ユ」部に転写したものとすれば、年号の改修(天平勝宝二→八)や紀年の改修(天文十六→十七)にともない、「ユ」部の逆算年代は「七百九十三年」になるはずである。ところが、「八百三年」になっている。逆に「ユ」部より「イ」部に転写したものとすれば、「イ」部の逆算年代は「八百八年」にならなければならないところ、「七百九十八年」になっている。それでは、このような誤りが、どうしておこってしまったのか。次のような図式で仮説をたててみる。

(イ)	798年	+	6年	=	793年
(ロ)	798年	+	6年	=	803年
(ハ)	803年	+	6年	=	809年
(ニ)	803年	+	6年	=	809年
(ホ)	803年	+	6年	=	809年
(ヘ)	803年	+	6年	=	809年
(ト)	803年	+	6年	=	809年
(チ)	803年	+	6年	=	809年
(リ)	803年	+	6年	=	809年
(ル)	803年	+	6年	=	809年
(レ)	803年	+	6年	=	809年
(ロ)	803年	+	6年	=	809年
(リ)	803年	+	6年	=	809年
(ル)	803年	+	6年	=	809年
(レ)	803年	+	6年	=	809年
(ロ)	803年	+	6年	=	809年
(リ)	803年	+	6年	=	809年
(ル)	803年	+	6年	=	809年
(レ)	803年	+	6年	=	809年
(ロ)	803年	+	6年	=	809年
(リ)	803年	+	6年	=	809年
(ル)	803年	+	6年	=	809年
(レ)	803年	+	6年	=	809年
(ロ)	803年	+	6年	=	809年
(リ)	803年	+	6年	=	809年
(ル)	803年	+	6年	=	809年
(レ)	803年	+	6年	=	809年
(ロ)	803年	+	6年	=	809年
(リ)	803年	+	6年	=	809年
(ル)	803年	+	6年	=	809年
(レ)	803年	+	6年	=	809年
(ロ)	803年	+	6年	=	809年
(リ)	803年	+	6年	=	809年
(ル)	803年	+	6年	=	809年
(レ)	803年	+	6年	=	809年
(ロ)	803年	+	6年	=	809年
(リ)	803年	+	6年	=	809年
(ル)	803年	+	6年	=	809年
(レ)	803年	+	6年	=	809年
(ロ)	803年	+	6年	=	809年
(リ)	803年	+	6年	=	809年
(ル)	803年	+	6年	=	809年
(レ)	803年	+	6年	=	809年
(ロ)	803年	+	6年	=	809年
(リ)	803年	+	6年	=	809年
(ル)	803年	+	6年	=	809年
(レ)	803年	+	6年	=	809年
(ロ)	803年	+	6年	=	809年
(リ)	803年	+	6年	=	809年
(ル)	803年	+	6年	=	809年
(レ)	803年	+	6年	=	809年
(ロ)	803年	+	6年	=	809年
(リ)	803年	+	6年	=	809年
(ル)	803年	+	6年	=	809年
(レ)	803年	+	6年	=	809年
(ロ)	803年	+	6年	=	809年
(リ)	803年	+	6年	=	809年
(ル)	803年	+	6年	=	809年
(レ)	803年	+	6年	=	809年
(ロ)	803年	+	6年	=	809年
(リ)	803年	+	6年	=	809年
(ル)	803年	+	6年	=	809年
(レ)	803年	+	6年	=	809年
(ロ)	803年	+	6年	=	809年
(リ)	803年	+	6年	=	809年
(ル)	803年	+	6年	=	809年
(レ)	803年	+	6年	=	809年
(ロ)	803年	+	6年	=	809年
(リ)	803年	+	6年	=	809年
(ル)	803年	+	6年	=	809年
(レ)	803年	+	6年	=	809年
(ロ)	803年	+	6年	=	809年
(リ)	803年	+	6年	=	809年
(ル)	803年	+	6年	=	809年
(レ)	803年	+	6年	=	809年
(ロ)	803年	+	6年	=	809年
(リ)	803年	+	6年	=	809年
(ル)	803年	+	6年	=	809年
(レ)	803年	+	6年	=	809年
(ロ)	803年	+	6年	=	809年
(リ)	803年	+	6年	=	809年
(ル)	803年	+	6年	=	809年
(レ)	803年	+	6年	=	809年
(ロ)	803年	+	6年	=	809年
(リ)	803年	+	6年	=	809年
(ル)	803年	+	6年	=	809年
(レ)	803年	+	6年	=	809年
(ロ)	803年	+	6年	=	809年
(リ)	803年	+	6年	=	809年
(ル)	803年	+	6年	=	809年
(レ)	803年	+	6年	=	809年
(ロ)	803年	+	6年	=	809年
(リ)	803年	+	6年	=	809年
(ル)	803年	+	6年	=	809年
(レ)	803年	+	6年	=	809年
(ロ)	803年	+	6年	=	809年
(リ)	803年	+	6年	=	809年
(ル)	803年	+	6年	=	809年
(レ)	803年	+	6年	=	809年
(ロ)	803年	+	6年	=	809年
(リ)	803年	+	6年	=	809年
(ル)	803年	+	6年	=	809年
(レ)	803年	+	6年	=	809年
(ロ)	803年	+	6年	=	809年
(リ)	803年	+	6年	=	809年
(ル)	803年	+	6年	=	809年
(レ)	803年	+	6年	=	809年
(ロ)	803年	+	6年	=	809年
(リ)	803年	+	6年	=	809年
(ル)	803年	+	6年	=	809年
(レ)	803年	+	6年	=	809年
(ロ)	803年	+	6年	=	809年
(リ)	803年	+	6年	=	809年
(ル)	803年	+	6年	=	809年
(レ)	803年	+	6年	=	809年
(ロ)	803年	+	6年	=	809年
(リ)	803年	+	6年	=	809年
(ル)	803年	+	6年	=	809年
(レ)	803年	+	6年	=	809年
(ロ)	803年	+	6年	=	809年
(リ)	803年	+	6年	=	809年
(ル)	803年	+	6年	=	809年
(レ)	803年	+	6年	=	809年
(ロ)	803年	+	6年	=	809年
(リ)	803年	+	6年	=	809年
(ル)	803年	+	6年	=	809年
(レ)	803年	+	6年	=	809年
(ロ)	803年	+	6年	=	809年
(リ)	803年	+	6年	=	809年
(ル)	803年	+	6年	=	809年
(レ)	803年	+	6年	=	809年
(ロ)	803年	+	6年	=	809年
(リ)	803年	+	6年	=	809年
(ル)	803年	+	6年	=	809年
(レ)	803年	+	6年	=	809年
(ロ)	803年	+	6年	=	809年
(リ)	803年	+	6年	=	809年
(ル)	803年	+	6年	=	809年
(レ)	803年	+	6年	=	809年
(ロ)	803年	+	6年	=	809年
(リ)	803年	+	6年	=	809年
(ル)	803年	+	6年	=	809年
(レ)	803年	+	6年	=	809年
(ロ)	803年	+	6年	=	809年
(リ)	803年	+	6年	=	809年
(ル)	803年	+	6年	=	809年
(レ)	803年	+	6年	=	809年
(ロ)	803年	+	6年	=	809年
(リ)	803年	+	6年	=	809年
(ル)	803年	+	6年	=	809年
(レ)	803年	+	6年	=	809年
(ロ)	803年	+	6年	=	809年
(リ)	803年	+	6年	=	809年
(ル)	803年	+	6年	=	809年
(レ)	803年	+	6年	=	809年
(ロ)	803年	+	6年	=	809年
(リ)	803年	+	6年	=	809年
(ル)	803年	+	6年	=	809年
(レ)	803年	+	6年	=	809年
(ロ)	803年	+	6年	=	809年
(リ)	803年	+	6年	=	809年
(ル)	803年	+	6年	=	809年
(レ)	803年	+	6年	=	809年
(ロ)	803年	+	6年	=	809年
(リ)	803年	+	6年	=	809年
(ル)	803年	+	6年	=	809年
(レ)	803年	+	6年	=	809年
(ロ)	803年	+	6年	=	809年
(リ)	803年	+	6年	=	809年
(ル)	803年	+	6年	=	809年
(レ)	803年	+	6年	=	809年
(ロ)	803年	+	6年	=	809年
(リ)	803年	+	6年	=	809年
(ル)	803年	+	6年	=	809年
(レ)	803年	+	6年	=	809年
(ロ)	803年	+	6年	=	809年
(リ)	803年	+	6年	=	809年
(ル)	803年	+	6年	=	809年
(レ)	803年	+	6年	=	809年
(ロ)	803年	+	6年	=	809年
(リ)	803年	+	6年	=	809年
(ル)	803年	+	6年	=	809年
(レ)	803年	+	6年	=	809年
(ロ)	803年	+	6年	=	809年
(リ)	803年	+	6年	=	809年
(ル)	803年	+	6年	=	809年
(レ)	803年	+	6年	=	809年
(ロ)	803年	+	6年	=	809年
(リ)	803年	+	6年	=	809年
(ル)	803年	+	6年	=	809年
(レ)	803年	+	6年	=	809年
(ロ)	803年	+	6年	=	809年
(リ)	803年	+	6年	=	809年
(ル)	803年	+	6年	=	809

に転写された場合との、正答と誤答とを想定した計算式を示したものである。このような図式から考えると、逆算年代「八百三年」、「七百九十八年」は、それぞれの転写の際の、年号、紀年の改修にもなる計算上の誤解にもとづくものとする事ができる。計算上の誤解とは、増減を逆にしまっているということである。このような計算上の誤りは、高野についても同様に考えられるのであって、高野を「カ」部より「タ」部に転写する際、逆年の改修（天文十六→十七）にともない、逆算年代は「七百三十二年」より「七百三十三年」のように一年を加算しなければならなかったはずである。ところが、逆に一年を減らしてしまつたために「七百三十一年」にしたものと思われる。高野を「タ」部より「カ」部に転写する際も同様であつて、紀年の改修（天文十七→十六）にともない、逆算年代を「七百三十一年」より「七百三十年」にすべきところが、逆に一年を加算し、「七百三十二年」にしてしまつたものと思われる。以上、述べてきたように逆算年代の誤りの原因は、静嘉堂本、元龜二年本の計算上の誤りによるものと思われる。そのような静嘉堂本、元龜二年本の誤つた逆算年代を参考に、天正十七年本において「タ」部の紀年の改修（天文十七→十六）がおこなわれたため、同じ年号（弘仁七）でありながら、高野について逆算年代「七百三十二年」（カ部）と「七百三十年」（タ部）とが同居してしまつたものと思われる。前述したところであるが、白山の例にみられるように天正両本においては紀年の改修にともない逆算年代の計算に誤りはない。本仮説を介することによって天正十七年本における逆算年代の疑問は解決されるのである。

また、天正十七年本とは、同系統にあると思われる天正十五年本に次のようにある。

掲出語	静嘉堂本	元龜二年本	天正十七年本	天正十五年本
(八幡)	貞観元 天文十六丁未六百 八十九年也	同	同	八 天文十六丁未 同 六イ 七百八十九年 也

本例は、天正十五年本のみ掲出語、八幡を付し、他本においては省かれてるのである。ただ、天正十五年本の逆算年代の書き方をみると、他本を参照して節が伺え、伝本的に、静嘉堂本、元龜二年本が先で、天正十七年本、天正十五年本がそれらに続くものと考えられる。

(三) まとめ

本稿では、年代表記、とくに逆算年代を中心に運歩色葉集（四本）の実態について考察してきた。

結論として次のようにまとめることができる。

① 柏原氏の推論された通り、元龜二年本、静嘉堂本においては、祖本の改修が行なわれたものと思われる。逆に天正十七年本、天正十五年本においては、静嘉堂本、元龜二年本の改修にもなる不自然な部分を整えようとする傾向にあったものと思われる。

② 年代表記のうちの逆算年代の書き方の一部に、数字的に矛盾する箇所があり、その誤りは、静嘉堂本、元龜二年本によるもの（増減の逆計算）であつて、天正十七年本は、その誤りに気付かず、そのまま踏襲してしまつたものと考えられる。したがって、伝本的に、静嘉堂本、元龜二年本は祖本に近く、天正十七年本、天正十五年本はその後に続くものと考えられる。

今回の調査範囲については、天正両本の事情により「イ」部より「テ」部に限定せざるをえなかつた。残る「ア」部から「ス」部の中にも重要な問題が潜んでいるかもしれない。そのことについては、後日を期したいと考えている。

なお、津市西来寺、色川秀讓住職には、天正十五年本の写真撮影を快くお許しいただき、ここにあらためて謝意を表したい。

注1 「運歩色葉集」の一異本「西来寺藏 天正十五年本」（成城大学短期大学部 紀要第八号 一頁）。

注2 同 五九頁。

注3 同、二頁。

注4 「中世国語辞書（運歩色葉集）の一調査」（今泉博士 古稀記念 国語学論叢 二四四頁）。

注5 「節用集と色葉字類抄」（本邦辞書史論叢 七一五頁）。

注6 同、七一六頁。

注7 底本は、中田祝夫、根上剛著の『中世古辞書四種研究並びに総合索引』（風間書房）の影印版による。

注8 底本は、京都大学文学部 編『元龜二年 運歩色葉集』（臨川書店）による。

注9 底本は、京都大学文学部 編『天正十七年本運歩色葉集』（臨川書店）による。

注10 底本は、西来寺における、筆者、撮影の写真による。

（付記） 天正十七年本、高野の年代表記より判断すると、その転写は、「カ」部より

「タ」部になされたものと思われる。